

## 食品表示検定を柔軟に利用することが可能に

新年明けましておめでとうございます。2019年に発生した新型コロナウイルス感染症はとうとう4年目に入ってしまいました。3回目のワクチン接種や治療薬の開発などが進んでおり、今年こそは以前の生活に少しでも近づければと願っています。

食品表示検定は緊急事態宣言に伴う2020年6月期の試験中止を受け、十分な感染対策を行いながら試験を行うノウハウを積み重ねて参りました。受験者の皆様方のご理解もあり、2021年は初級、中級、上級の試験をほぼ予定どおり行うことができました。厳しい状況の下で会場まで足を運んでいただいた受験者の方々に改めてお礼を申し上げます。

さて、本年の食品表示におけるトピックは原料原産地表示の経過措置期間が3月末で終了することでしょう。消費者庁のHPで公表されている食品表示リコール情報を見ると、期限表示とアレルギー表示のミスに関するものがほとんどで、原料原産地表示に関する事例はごく一部です。経過措置期間の終了にともない、原料原産地表示の表示欠落に対する消費者の目が厳しくなり、事業者が対応を迫られる場面も増えてくることが予想されます。

食品表示検定では、食品表示基準の改正、施行時期なども念頭に、間違いやすい点、知っておいてほしい表示ルールを取り上げ、問題を作成しています。表示ミスを避けるため、食品製造を担当される方々、品質保証部門の方々の力量向上に役立てばと願っています。

試験の実施方法については、受験者の皆様に安定的かつ継続的に受験機会をご提供することを目的に、2022年6月実施の第25回検定試験（初級・中級）から全国300カ所以上のテストセンターから受験会場を選び、一定の試験期間（3週間程度）から好きな日時を選んで受験予約ができるCBT方式に移行します。これにより、柔軟に食品表示検定を利用いただくことが可能になると考えています。

今年一年が皆様にとってよりよい年となることを祈り、私のご挨拶といたします。

令和4年1月18日